

平成29年
第29回嬉野市農業委員会
総会議事録

平成29年11月2日

嬉野市農業委員会

平成29年 第29回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	岩屋川内大多布 外3筆 使用貸借権	H29.11.02	承認
	2	岩屋川内陣野 外3筆 賃借権	H29.11.02	承認
	3	下宿尾ノ上 使用貸借権	H29.11.02	承認
	4	馬場下宮ノ下 使用貸借権	H29.11.02	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～21	五町田熊野 外26筆 賃借権・使用賃借権	H29.11.02	承認
	嬉1～6	岩屋川内柴原 外12筆 賃借権・使用賃借権	H29.11.02	承認
		利用権設定（農地中間管理機構）		
	塩1～22	五町田横井手 外103筆 賃借権・使用賃借権	H29.11.02	承認
	嬉1～2	岩屋川内田ノ浦 外24筆 賃借権・使用賃借権	H29.11.02	承認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	馬場下関東三 贈与	H29.11.02	許可
	2	久間南 売買	H29.11.02	許可
	3	久間黒木 外2筆 売買	H29.11.02	許可
	4	久間丹生野 贈与	H29.11.02	許可
	5	岩屋川内障子岩 外5筆 売買	H29.11.02	許可
議案第4号		農地法第4条申請の承認について		
	1	下野第八区画整理 長屋住宅	H29.11.02	承認
議案第5号		農地法第5条申請の承認について		
	1	下宿尾ノ上 一般住宅	H29.11.02	承認
	2	下野大久保 専用住宅	H29.11.02	承認
	3	馬場下宮ノ下 駐車場及び資材置場	H29.11.02	承認
	4	久間明神籠 駐車場	H29.11.02	承認
	5	久間藤原 太陽光発電設備設置	H29.11.02	承認
	6	久間丹生野 一般住宅	H29.11.02	承認
	7	下野第八区画整理 建売住宅の建築	H29.11.02	承認
	8	下野野畑 建売住宅敷地	H29.11.02	承認

平成29年 第29回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成29年11月2日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 平成29年11月2日 午後1時30分 議長 西田 昭義
及び 宣告 閉会 平成29年11月2日 午後2時45分 議長 西田 昭義
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による
- 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員21名 欠席委員4名

(農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
会長	西田昭義	出	議長	13	田島昭英	出	
1	松元正行	出		14	大島栄吉	出	
2	水川靖廣	出		15	宮崎勇	出	
3	川原安幸	欠		16	植松和幸	出	
4	稲富 茂	出	憲章朗読	17	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出		18	馬場みどり	欠	
6	富永敏文	出		19	池田藤巳	出	
7	小森隆昭	出	班 長	20	井手寛紀	出	
8	瀧野厚由	出		21	前田安一	欠	
9	川内利光	欠		22	山崎 正	出	
10	松尾 直	出	議事録署名	23	山口智佐代	出	
11	江口幸一郎	出	議事録署名	24	武藤 正	出	
12	池田博幸	出					

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農業委員会事務局主事	永田 良子	農林課副課長	小原 和子

議 長

それでは、(議案書1ページ) 議案第1号 農用地利用集積計画の解約についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書1ページ、整理番号1番です。

貸付人は 大野原の ○○○○ 様、

借受人は 千葉県船橋市の

株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 ^{おおたぶ} 大多布 ○○○番 他3筆

地目は4筆とも畑 面積は合計で5,588㎡、

利用権区分は使用貸借権で、目的は茶です。

期間は平成28年10月10日から平成38年10月9日までです。

解約理由は、茶の実の生産に合わなかったためということです。合意解約した旨の通知を受けています。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

他も茶畑を借りていて、すべて廃業とかですか。

事 務 局

先月も解約が出ています。残っているのがあと1、2筆で、利用権設定がされていない状況です。人が減ったということは聞いてます。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番ですが、この案件は、○○委員が貸付人となっていますので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条「議事参与の制限」の規定により、審議開始から終了まで、○○委員は退室し、審議終了後に、入室・着席ください。

(○○委員退室)

では、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

貸付人は 上岩屋の ○○○○ 様、

借受人は 下岩屋1区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 陣野 ○○○番○ 他3筆

地目は4筆とも畑 面積は合計で7,335㎡です。

利用権区分は賃借権で、目的は茶です。

期間は平成25年3月11日から平成30年3月10日までで、

小作料は、反当り10,000円、年73,350円です。

解約理由は、借受人が死亡したためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇委員に、入室・着席を、事務局伝えてください。

(〇〇委員入室・着席)

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

貸付人は 湯野田の 〇〇〇〇 様、

借受人は 同じく湯野田の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下宿 尾ノ上 〇〇〇番〇 地目は田 面積は437㎡、
利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は平成19年3月22日から平成39年3月21日までです。

解約理由は、借受人の都合によるためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

親子でも契約を結ばなければいけないのですか。

事 務 局

農業者年金で必要となりました。5条でも申請されています。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番です。この案件につきましては、〇〇委員が関係人となっていますので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から終了まで、〇〇委員は退室し、審議終了後に、入室・着席ください。

(〇〇委員退室)

では、事務局の説明を求めます。

利用権は賃借権、期間は6年間で、新規設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定塩田町の分整理番号11番について質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号11番は、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、利用権設定塩田町の分整理番号11番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(〇〇委員入室・着席)

.....

議 長

では、審議を続けます。皆さんに、お諮りします。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から10番、12番から21番までについて、一括審議したいと思います。御異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番から10番、12番から21番までについて、農林課の説明を求めます。

農 林 課

別添の表、1枚目から3枚目までを御覧ください。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から10番、12番から21番までです。

貸し手人は 熊野の 〇〇〇〇 様、他17名様です。

借り手人は 同じく熊野の 〇〇〇〇 様、他11名様です。

所在地は、大字五町田 熊野 〇〇〇番、他23筆

面積は合計で30,093㎡、

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は3年から5年間で、再設定と新規設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定塩田町の分整理番号1番から10番、12番から21番までについて、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

整理番号4番でございます。賃借料が増えたことについて説明を。

農 林 課

総額と反当たり額が反対となっております。申し訳ございません。

議 長

皆さん、よろしいですか。訂正をお願いします。他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号1番から10番、12番から21番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定塩田町の分整理番号1番から10番、12番から21番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

次に、(別添の表4枚目)利用権設定嬉野町の分皆さんに、お諮りします。整理番号4番につきましては、〇〇委員が貸し手人となっている案件ですので、先ずこれから審議したいと思います。御異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。では、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、〇〇委員は、退室をお願いします。審議終了後に、入室・着席ください。

(〇〇委員退席)

では、農林課の説明を求めます。

農 林 課

別添の表4枚目、利用権設定嬉野町の分整理番号4番です。

貸し手人は 上岩屋の 〇〇〇〇 様、

借り手人は 同じく上岩屋の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字岩屋川内 陣野 〇〇〇番〇 他1筆

面積は合計で6,051㎡

利用権は賃借権、期間は5年間で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号4番について質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号4番は、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分整理番号4番については、原案どおり承認することに決定しました。

〇〇委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(〇〇委員入室・着席)

議 長

では、審議を続けます。皆さんに、お諮りします。

利用権設定嬉野町の分整理番号1番から3番までと、5番と6番までについて、一括審議したいと思います。御異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長 異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から3番までと、5番と6番について、農林課の説明を求めます。

農林課 別添の表、4枚目を御覧ください。
整理番号1番から3番までと、5番と6番です。
貸し手人は 下岩屋1区の ○○○○ 様、他4名様です。
借り手人は 同じく下岩屋1区の ○○○○ 様、他3名様です。

所在地は、大字岩屋川内 ^{しばはら}柴原 ○○○番、他10筆

面積は合計で7,821㎡、

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は3年から10年間で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から3番までと、5番と6番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から3番までと、5番と6番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分整理番号1番から3番までと、5番と6番については、原案どおり承認することに決定しました。

.....
議長 次に、(別添の表5～8枚目)利用権設定 農地中間管理機構の塩田町の分皆さんに、お諮りします。整理番号1番から22番までについて、一括審議したいと思います。御異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番から22番までについて、農林課の説明を求めます。

農林課 別添の表、5枚目から8枚目までを御覧ください。整理番号1番から22番までです。

貸し手人は 五町田第3の ○○○○ 様 他20名様です。

借り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様でございます。

所在地は、大字五町田 横井手 ○○○番 他103筆

面積は合計で127,005㎡、

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は10年間で、新規設定と再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められ

る各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、中間管理機構の塩田町の分整理番号1番から22番までについて質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委員

賃借料が違うのではないか。

農林課

全部数字が反対となっております。申し訳ございません。

委員

今後間違いがないように。

議長

他にありませんか。

委員

整理番号8番が使用貸借権となっておりますが、どういうことですか。

農林課

困難な場所で有り、そういう場合は使用貸借権となります。

議長

他にありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。中間管理機構の塩田町の分整理番号1番から22番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定 農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番から22番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議長

続いて、(別添の表9枚目) 中間管理機構の嬉野町の分、皆さんに、お諮りします。整理番号1番と2番を一括審議としたいと思います。

御異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。中間管理機構の嬉野町の分1番と2番について、農林課の説明を求めます。

農林課

訂正をお願いします。整理番号2番の大字五町田となっておりますが、大字岩屋川内の間違いです。申し訳ございません。

農林課

別添の表9枚目を御覧ください。嬉野町の分整理番号1番です。

貸し手人は 下岩屋1区の ○○○○ 様、

借り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様です。

所在地は、大字岩屋川内 田ノ浦 ○○○番 他24筆

面積は合計で26,822㎡、

利用権は賃借権と使用貸借権、賃借料は米反当り60kg、全体で101.

7kg期間は10年間で、新規設定です。

嬉野町の分整理番号2番です。

貸し手人は 上岩屋の ○○○○ 様、

借り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様です。

所在地は、大字岩屋川内 陣野 ○○○番 他1筆

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番については、原案どおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番と3番については、譲渡人が同一人です。

皆さんに、お諮りします。整理番号2番と3番を一括審議としたいと思います。御異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。2番と3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書2ページ、整理番号2番です。

売買による所有権の移転です。

譲渡人は 福岡県八女郡広川町の ○○○○ 様、

譲受人は 牛間田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 南 ○○○番○

地目は田 面積は257㎡です。

譲渡理由は、農業廃止 譲受理由は、相手側の要望によるということです。

売買価格は、反当たり389,105円、全体で100,000円です。

図面は6ページと7ページです。

整理番号3番です。

売買による所有権の移転です。

譲渡人は 福岡県八女郡広川町の ○○○○ 様、

譲受人は 冬野の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 黒木 ○○○番○ 他2筆

地目は3筆とも田 面積は1,396㎡です。

譲渡理由は、農業廃止 譲受理由は、経営規模の拡大ということです。

売買価格は、反当たり179,083円、全体で250,000円です。

図面は8ページと9ページを御覧ください。以上です。

議 長

この2件について、田島昭英委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

担当委員

譲渡人は、こちらにおられない方で、譲受人は、農地を広げたいという方です。

議 長

それでは、整理番号2番と3番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番と3番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番と3番については、原案どおり許可することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

整理番号4番です。

贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 堤ノ上の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく堤ノ上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 ^{にぶの}丹生野 ○○○番

地目は田 面積は320㎡です。

譲渡理由は、高齢で耕作できない。譲受理由は、相手側の要望によるということです。図面は10ページと11ページを御覧ください。以上です。

議 長

この件について、水川靖廣委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

担当委員

以前から小作をしており、譲渡人から譲受して頂きたいということです。

議 長

それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号4番については、原案どおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページ、整理番号5番です。

売買による所有権の移転です。

譲渡人は 湯野田の ○○○○ 様、

譲受人は 上岩屋の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 ^{しょうじいわ}障子岩 ○○○番○ 他5筆

地目は6筆とも畑 面積は4,027㎡です。

譲渡理由は、相手側の要望 譲受理由は、経営規模の拡大ということです。

売買価格は、反当たり99,329円、全体で400,000円です。

図面は12ページと13ページを御覧ください。以上です。

議 長

この件について、池田藤巳委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

所在地は、大字下野 大久保 ○○○番

地目は畑 面積は589㎡です。

用途目的は、専用住宅

事由は、申請地は、現在休耕地であり、現状荒地となっている。耕作の見通しもなく、勤務先に近い場所にあるので、専用住宅として建設するため転用したいということです。

東は道路、西は雑種地、南は畑、北は宅地です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

この契約は、使用貸借です。

図面は21ページと22ページ、写真は（3）番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、松尾委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

担当委員

6年ほどまえに形状変更がなされ問題ないと思います。

議 長

次に、小森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

譲渡人は 東京都江戸川区の ○○○○ 様、

譲受人は 宮ノ元の ○○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 宮ノ下 ○○○番

地目は田 面積は448㎡です。

用途目的は、駐車場及び資材置場

事由は、申請人は畳製造をしており、納入業者、家族の駐車場が狭い状況なので、駐車場及び資材置場として利用するため転用したいということです。

東は田、西は田、南は宅地、北は道路です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り665,178円、全体で298,000円です。
図面は23ページと24ページ、写真は(4)番を御覧ください。以上です。
小森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

議 長
班 長

前田たたみ屋の資材倉庫を予定されているところで、農地と見えないような所で問題ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

.....

事 務 局

整理番号4番です。

譲渡人は 北志田の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく北志田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 ^{みょうじんごもり} 明神籠 ○○○番○

地目は畑 面積は5.55㎡です。

用途目的は、駐車場

事由は、申請地は休耕地であり、今後も耕作する見通しはない。宅地が狭く駐車場がないということで、既に駐車場として転用していますので、今回始末書付きでの申請になっています。

東は道路、西は畑、雑種地、南は雑種地、北は道路、宅地です。

農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号)で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

この契約は、贈与です。

図面は25ページと26ページ、写真は(5)番を御覧ください。以上です。

議 長
班 長

小森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

先代から交換していた土地で、今回登記するために申請を出されています。税金が本人以外にかかっていたためです。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、(議案書18ページ)整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書18ページです、整理番号5番です。

貸付人は 中通の ○○○○ 様、

借受人は 武雄市の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 藤原 ○○○番○

地目は畑 面積は874㎡

用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、申請地は、現在休耕地であり、当面耕作の見通しが無い。周囲も高さ1～2mほどの土塁によって隔離されており、隣接農地への影響もないため転用したいということです。

東は山林、西は畑、南は宅地、北は畑です。

農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号)で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

賃借料は、反当り51,487円、全体で45,000円です。

図面は27ページと28ページ、写真は(6)番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、水川委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

担当委員

別にありません。

議 長

小森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

自宅の真裏ですが、維持管理が難しいとのことで、太陽光発電設備設置にとのことです。土地の有効利用として問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号6番です。

貸付人は 堤ノ上の ○○○○ 様、

借受人は 同じく堤ノ上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 丹生野^{にぶの} ○○○番

地目は畑 面積は204㎡

用途目的は、一般住宅

事由は、申請地は、現在休耕地である。現住所（○○○番地）に居住しているが、家族の人数が増えて子供部屋が無いのため、隣接する土地に住宅を建設するため転用したいということです。

東は道路・宅地、西は宅地、南は道路、北は畑です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

この契約は、使用貸借です。

図面は29ページと30ページ、写真は（7）番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、水川委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

担当委員

土地の形状を触らず、農業集落排水も近くの里道まで入っていることから問題ないと思います。

議 長

小森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

ここは畑ですが、すでに半分以上農業用倉庫が建っており、今回解体し、住宅を建てたいとのこと。問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号6番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

では、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

.....

事 務 局

整理番号7番です。

譲渡人は 湯野田の ○○○○ 様、

譲受人は 大町町の 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 第八区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は333㎡

用途目的は、建売住宅の建築

事由は、申請地は、現在休耕地で、耕作の見通しもない。近隣に住宅建築の影響を与える農地も少なく、市街地であることから、建売住宅の販売のため転

用したいということです。

東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。

農地区分については、第3種農地（法第4条第2項第1号ロ（1））で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。

売買価格は、反当り23,423,423円、全体で7,800,000円です。

図面は31ページと32ページ、写真は（8）番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、富永委員、地区担当委員として、現地調査の報告をお願いします。

担当委員

区画整理地区内であり問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号7番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

では、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号8番です。

譲渡人は 温泉1区の ○○○○ 様、

譲受人は 大町町の 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 ^{のぼく}野畑 ○○○番○

地目は畑 面積は331㎡ 用途目的は、建売住宅敷地

事由は、申請地は、現在休耕地であり、耕作の見通しもない。土地有効活用を目的として、建売住宅を建築し販売を行うため転用したいということです。

東は道路、西は宅地、南は道路、畑 北は雑種地です。

農地区分については、第3種農地（法第4条第2項第1号ロ（1））で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。

売買価格は、反当り16,616,314円、全体で5,500,000円です。

図面は33ページと34ページ、写真は（9）番を御覧ください。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号
8番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。
以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。
お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協
議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

それでは、会議を閉じます。

平成29年 第29回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 45 分 閉

会)